

東村山市小口事業資金融資制度 「特定創業資金」新設

東村山市では創業時の資金面での負担を減らすため、経済産業省関係産業競争力強化法規則第7条第3項の規定による市長の認定証明書を有しているものに対して、既存の「創業資金融資」とは別に、市独自の優遇制度である「特定創業資金」を設けました。

📄 申込要件 (創業・特定創業資金融資)

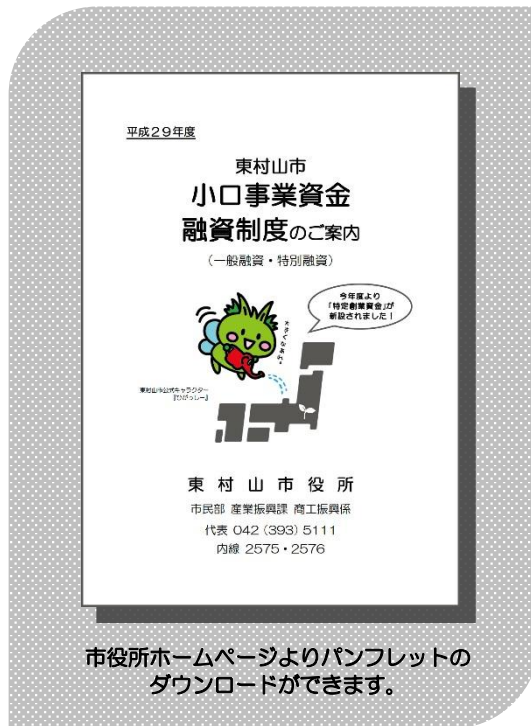
- ① 申込時において次のいずれかに該当する者。
 - ア) 市内において、1カ月以内(法人を設立する場合は2カ月以内)に新たに事業を開始する予定のある者。
 - イ) 市内に事業所を有する中小企業者で、事業開始1年未満の者。
- ② 個人事業者については、市内に3カ月以上在住している者。ただし、特定創業資金については、申込時点で市内に住所を有すること。
- ③ 前年度の市町村民税を滞納していないこと。
- ④ 事業内容が堅実で適切な事業計画を有すること。
- ⑤ 特定創業資金については、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による市長の認定証明書を有する者。

*外国人の場合にあつては、上記のほか、東京信用保証協会の外国人に対する保証要件を備えている必要があります。

🏢 融資内容

* 融資利率は「平成29年4月1日から平成30年3月31日」となります。

資金使途	限度額	融資期間	利率	東村山市の補助金
創業資金	500万円	5年 (据置1年含む)	1.925%	◇保証料の50%を補助 ◇利子の50%を補助
特定創業資金	500万円	7年 (据置1年含む)	1.775%	◆保証料の100%補助 ◆利子の1年目100%補助 2年目以降50%補助



POINT! 保証料と支払った利息の一部を市が補助します。「特定創業資金」は補助を手厚くしています！
※保証料補助・利子補給については、別途申請が必要になります。